

令和6年度

平泉町からの要望に対する取組状況

岩手県県南広域振興局

反映区分

A：趣旨に沿って措置したもの	B：実現に努力しているもの
C：当面は実現できないもの	D：実現が極めて困難なもの

(様式3) 情報提供用シート 平泉町

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映区 分
7月16日	1. 「平泉の文化遺産」の拡張登録と「ひらいずみ遺産」の推進について	「平泉の文化遺産」は、国を越えた人類共通の普遍的な価値がある遺産と認められ、平成23年の第35回世界遺産委員会において中心的な5資産が登録に至りました。 「平泉の文化遺産」は、平泉町・一関市・奥州市にまたがる全10資産が一体のものであり、拡張登録を目指してきましたが、昨年8月の関係者会議において柳之御所遺跡を追加する推薦書を作成することと、全10資産を「ひらいずみ遺産」として取り組みを進めることを申し合わせました。 今後、柳之御所遺跡の推薦書案の作成に向けてより一層のご指導と財政的な支援を賜りますとともに、他の資産の拡張登録の推進に向けた調査研究と、「ひらいずみ遺産」として一体的な保存管理や活用、発信など地域の実情に即した支援事業の推進について特段のご配慮をお願いいたします。	「平泉の文化遺産」の拡張登録及び「ひらいずみ遺産」については、令和5年8月の県と関係3市町の申合せに基づき取組を進めることとしています。 県としては、柳之御所遺跡を追加する推薦書案の作成に向けて、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援について、引き続き国に要望を行うとともに、関係市町と連携して、専門家委員会の開催や文化庁との調整など、継続して取り組んでいきます。 また、「ひらいずみ遺産」については、資産の価値向上及び将来的な拡張登録を目的とし、調査研究などの取組及び支援を継続するとともに、関係市町と連携して、一体的な保存管理、調査研究、活用及び発信や、文化観光の取組を推進していきます。 (B)	県南広域振興局	経営企画部	B : 1
7月16日	2. 「平泉の文化遺産」の保存管理対策の推進について	「平泉の文化遺産」は、平成23年の第35回世界遺産委員会において登録が決議されました。 世界遺産委員会の決議では、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に基づき「中尊寺大池跡」、「無量光院跡」の復元整備計画とその実績をイコモス（国際記念物遺跡会議）に提出すること、	「平泉の文化遺産」の中核をなす無量光院跡をはじめとする史跡地の公有化、考古学的な発掘調査及びその成果を基にして実施する史跡整備に関し、市町が実施する場合については、国とともに県も補助するこ	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		登録された資産間の眺望の維持、さらには主要な道路改修の提案には「遺産影響評価」を行うことなど保存管理について対策が求められております。 近年、世界遺産委員会では、登録後の保存管理の在り方が重視されており、本町としても着実に復元整備を行い世界遺産委員会の要求に応える必要があります。 一方で、世界遺産委員会やイコモスとの調整、特に世界遺産委員会に提出する報告書（作業指針第172 項に基づくもの）については、国・県の専門的な助言とともに財政的な支援が必要となっておりますが、補助の枠組がない状態です。 つきましては、今後も「平泉の文化遺産」の保存管理対策の推進について、より一層のご指導と財政的な支援を賜りますよう特段のご配慮をお願いいたします。	とにより、確実な事業成果が得られるよう支援しているところです。 この補助制度を活用し、世界遺産委員会で指摘された課題に対応するための史跡整備と並行して、「平泉の文化遺産」に係る包括的保存管理計画に基づく遺産影響評価を実施してきたところです。 今後も、世界遺産委員会やイコモスからの指摘等への適切な対応及び保存管理がなされるよう、史跡整備への財政的な補助と並行して、専門的な助言などの支援を継続していきます。（B）			
7 月 16 日	3. 柳之御所遺跡の史跡整備について	柳之御所遺跡の大規模発掘調査は、一関遊水地・平泉バイパス事業に伴い昭和 63 年度から開始されました。以後、この調査は、全国的に注目される数多くの成果を挙げ、平成 5 年、建設省（当時）の大英断によって、保存されることが決定し、現在に至っております。 平成 9 年 3 月に国の指定を受けた柳之御所遺跡については、岩手県教育委員会が平成 10 年度から本町に柳之御所遺跡発掘調査事務所（当時）を開設し、内容確認調査を実施しております。整備計画については、平成 13 年度に基本構想、平成 14 年度に基本	柳之御所遺跡の整備については、平成 10 年度から史跡整備に向けて内容確認の発掘調査を開始し、平成 14 年度に整備基本計画を、平成 15 年度に整備実施計画を策定し、平成 29 年度には堀外部地区を含めた形に整備計画を改定しました。これらの調査・整備計画に基づき、平成 17 年度から堀内部地区についての史跡整備工事を行っており、令和 3 年度には、同年開館した平泉世界遺産ガイダンスセンターと史跡公園との一体的な整備とするよう南端部の整備工事を実	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		計画、平成 15 年度に実施計画、平成 29 年度に整備対象を堀外部地区まで含めた形に改定し、岩手県教育委員会による発掘調査、公有化等が進められています。 しかし、柳之御所遺跡を堀内部・外部に分ける堀の外周部については、国史跡指定範囲であるものの、整備対象に含まれていない状況です。 つきましては、柳之御所遺跡が保存されるに至った経緯等を考慮し、今後も継続して岩手県教育委員会が、史跡指定範囲を全面的に整備されるよう特段のご配慮をお願いいたします。	施しました。本年度は、堀外部地区の整備にかかる基本設計について進めているところです。 史跡整備とともに、整備対象予定地（堀内部地区・堀外部地区）の約 8.7ha の土地公有化については、平成 13 年度から実施しています。しかし、整備対象予定地全体の公有化の完了に至っていない状況から、県としては、当面この範囲の公有化及び整備について、最優先課題として取り組んでいきたいと考えています。（B）			
7 月 16 日	4. 史跡等の保護・整備・活用事業の予算拡充について	史跡等の文化財は、我が国の歴史と風土の中で培われてきた極めて貴重な国民共有の財産であり、地域の歴史的・文化的なシンボルとなっています。このため住民が地域の歴史・文化に触れ親しみ、精神的な豊かさを実現できる環境づくりを進めるために、積極的に保護・整備・活用することが強く求められています。 本町は多くの史跡や埋蔵文化財を有し、これらの保護・整備・活用を図り、その価値を伝えていく責務があります。 特に、世界遺産の構成資産である特別史跡無量光院跡と特別史跡中尊寺境内の庭園の復元整備は、世界遺産委員会からの要請事項であり、課題解決に向けて取り組んでいかなければなりません。名勝旧観自在王院庭園では、経年による劣化等で再修理の時	国庫補助金については、全国的な災害対応などもあり厳しい財政措置状況が続いておりますが、岩手県における世界遺産関連の整備や修理等については、令和 6 年度当初予算におきましても対象事業に対する財政措置を行い対応しました。（A） また、イノシシ等獣害による被害につきましては、史跡範囲だけではなく広域的な課題であることから、その対策について関係部局と連携して情報提供に努めるとともに、史跡範囲内の復旧対応については、国庫補助金の活用が可能であることから、併せて情報提供に努めます。（B）	県南広域振興局	経営企画部	A : 1 B : 1

		期を迎えていることから多大な財源を要することが見込まれております。 また、近年、史跡地でイノシシが掘り起こしたと思われる被害が急速に拡大しつつあり、史跡の保護に向けて、その対策が急務となっております。 このように、史跡を多く抱えている本町の現状と、世界遺産の保存管理や町内史跡の保護保存に万全を期するため、地域の実情に即した財源支援の充実など特段のご配慮をお願いいたします。				
7 月 16 日	5. 国立博物館の誘致及び平泉世界遺産ガイダンスセンターの調査研究機能の充実とアクセスの向上について	「平泉の文化遺産」は、平成 23 年に開催された世界遺産委員会において、12 世紀の寺院、庭園を中心とした多くの遺跡があり、日本のみならず広くアジアの歴史、文化史上で重要な位置を占めているという評価を受けました。 加えて、本町の遺跡は、奈良や京都に比べて地形の起伏が旧状をとどめるところが多く、景観的にも優れ、さらに遺跡が地下に良好な状態で保存されております。 また、平泉駅から県立平泉世界遺産ガイダンスセンターへ徒歩の観光客が訪れる際に、ガイダンスセンターに接続していない町道花立線から誤って向かい引き返す例が多発しており、町道へ接続する通路の設置が求められております。 つきましては、世界文化遺産を有する本町に、東北地方の歴史や文化をアジア史の中に位置付け、総合的に調査研究する国立博物館の誘致や、県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの調査研究機能の充実	12 世紀の平泉周辺には、アジアの歴史研究を進める上で、極めて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在していることから、岩手県では、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館の設置について、平成 3 年度から継続して国に要望しているところです。今後とも国に対して誘致についての要望を継続して行っていきたいと考えています。 また、「平泉文化研究機関」については、平成 6 年度に策定した県立の考古学研究機関整備基本構想をもとに、「平泉文化研究機関整備推進事業」を継続して実施し、研究者の育成を図ってきました。 さらに平泉文化研究にとって、柳之御所遺跡の解明が最重要との認識から、平成 10 年度から内容確認調査を継続して実施しています。平成 20 年度には遺跡隣接地に「平	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		と町道への接続について特段のご配慮をお願いいたします。	泉遺跡群調査事務所」を設置し、柳之御所遺跡の発掘調査の進行管理、及び平泉研究成果の蓄積を推進してきました。令和2年度にはガイダンスセンターの設置を見据え、研究計画を更新して県と国の研究機関との共同研究体制を強化したところです。 県としては、こうした取組に基づきながら、令和3年度に開館した平泉世界遺産ガイダンスセンターにおける研究機能のあり方について、検討を進めていきたいと考えています。 県立平泉世界遺産ガイダンスセンター及び史跡公園へのアクセスについては、より多くの方々に来訪していただけるよう、施設へのアクセスの周知に努めるとともに、来訪者の動向等の実情を見ながら、今後整備を進める予定の柳之御所遺跡堀外部や、無量光院跡など周囲の施設と連携させた周遊動線の検討を継続していきます。（B）			
7月16日	6. 文化財の保護・活用への支援について	地域に眠っている文化財は、その地域における歴史的・文化的なシンボルとなっています。今般の文化財保護法改正によって、地域の文化財の総合的・一体的な保存活用と次世代への継承のため、地域住民や子どもたちがその価値に触れ、まちづくりや地域の活性化などに生かしていくことが求められています。	県文化財への指定は、市町村から県に推薦された案件について、県の文化財保護審議会において候補リスト登載の可否が審議され、登載されたリストの中から、市町村が行う学術的な調査・研究と、審議会の専門委員による現地調査等を経て、「岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準」により評価が整ったと判断された場合に	県南広域振興局	経営企画部	B：1

		世界遺産の裾野に広がる文化財の保護・活用の充実は本町に求められている大きな課題であり、特に町指定文化財である長島月舘地区の「オダイシヤマ」周辺の県指定史跡への指定や、未指定文化財の調査研究は、世界遺産の価値をさらに深化することが期待されております。 つきましては、県指定・町指定を始めとする文化財の保護と活用にあたり、地域の実情に即した財政支援の充実と人的支援など特段のご配慮をお願いいたします。	は、県が同審議会に諮問し、その結果を踏まえて指定が行われるものです。 県としては、指定に向けて市町村が主体的に行う文化財の起源や歴史的背景等を含めた調査・研究に対し、保護審議会委員等の専門家の指導・助言の機会の確保に努めるとともに、文化財の適正な保存及び活用を図るため、今後も文化財保護事業補助金交付要綱に基づいた財政的支援を行ってまいります。 なお、地域の文化財の保存・活用を図る「文化財保存活用地域計画」について、令和5年度に花巻市が、令和6年度には宮古市と釜石市が認定を受け、さらに1市が作成に取り組んでいます。「地域計画」を作成することで地域での文化財の保存と活用がさらに推進されるものと期待されます。 (B)			
7月16日	7. 平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点までの安全安心な交通確保を図る整備について	一般国道4号は、広域観光ルートとして重要な路線であるとともに、岩手県南から宮城県北にかけての誘致企業、とりわけ自動車関連産業の物流や経済の主軸となっている幹線でありましたが、要望区間は積雪による路面の凍結、道路勾配がきついことによる大型車のスタックや速度低下に伴う交通混雑が発生している現状にあります。 つきましては、安全安心で信頼性の高い幹線道路ネットワークを形成するため、4車線化や冬期速度	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和7年度政府予算等に係る提言・要望において、平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点間を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきま	県南広域振興局	土木部	B : 2

		低下対策等を行われるよう国への働き掛けについて特段のご配慮をお願いいたします。	す。（Ｂ） なお、急勾配区間については、冬期に大型車等の走行速度が低下する状況であることから、国からは、安全安心な道路交通を確保するため、立ち往生するなどのスタック車両対策等、除雪対応を強化していると聞いています。（Ｂ）			
7月16日	8. 主要地方道一関北上線及び一般県道相川平泉線道路改良事業について	当該2路線は、北上川の東部、長島地区を南北に縦貫する主要地方道及び平泉地区から北上川を横断し一関市相川を結ぶ県道です。 主要地方道一関北上線については、国道4号の渋滞回避ルートとして利用されており、通行車両が増加傾向にあり、近年交通事故が多発している現状にあります。 つきましては、事業着手されました平泉町長島字山王地内から同竜ヶ坂地内までの区間（1,930m）の路線変更を含む、歩道拡幅、急カーブ等の解消工事を早期に完了されますよう特段のご配慮をお願いいたします。 また、県道相川平泉線については、広域観光ルートとしての利用以外に、平泉スマートインターチェンジと国際リニアコライダー建設予定地である一関市大東町を結ぶ最短路線であることから、今後大幅な交通量の増加が見込まれます。 しかしながら、見通しの悪い急カーブや幅員が一部狭小であることから、大型観光バス、大型車両の	主要地方道一関北上線は、国道4号を補完する路線であることから、県としても重要な路線と認識しています。 要望の平泉町長島字山王から同竜ヶ坂間の約1.9km区間については、令和3年度に「長島工区」として事業化し、令和6年度は物件調査等を進めてきたところです。今後とも地元の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。（Ａ） その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業の予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（Ｃ） また、一般県道相川平泉線については、早期の整備は難しい状況ですが、国際リニアコライダーの実現に向けた進展も睨みながら総合的に判断していきます。（Ｃ）	県南広域振興局	土木部	A：1 C：2

		走行並びに歩行者の安全確保に支障をきたしている現状となっています。 つきましては、近隣市町村を結び広域的なネットワークが形成されるよう改良整備の促進について特段のご配慮をお願いいたします。				
7 月 16 日	9. (仮称) 栗原北上線の県道昇格について	国道 4 号西側の宮城県栗原市金成から平泉町までの区間は、南北の幹線道路が東北縦貫自動車道及び国道 4 号の 2 路線のみとなっており、行楽シーズンや年末年始、また、集中豪雨や大雪等の災害により、東北縦貫自動車道が通行止めになった場合には、国道 4 号に車両が集中し、通行に大きな支障をきたしております。 つきましては、国道 4 号を補完する幹線道路として、宮城県栗原市金成から一関市・平泉町・奥州市胆沢までの区間について、県道昇格されますよう特段のご配慮をお願いいたします。	県道認定については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備したものについて、市町村道と県道との交換を原則として県道に認定してきたところです。 要望の路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークの在り方や県道として管理する必要性などを総合的に判断しながら検討していきます。 (C) なお、奥州市前沢から北上市までの 32.6 k m 区間については、平成 28 年 4 月 1 日に一般県道前沢北上線として供用開始しています。	県南広域振興局	土木部	C : 1
7 月 16 日	10. 一関遊水地事業に伴う内水被害対策について	一関遊水地事業の小堤が整備され、出水時には北上川や県管理河川の水位上昇が長期に続くことが想定されます。 また、ここ数年、局地的豪雨などによる水害が頻繁に発生し、住民が不安に感じております。 つきましては、安心して暮らせるまちづくりの推進を図るためにも、徳沢川など小河川の内水被害対	一関遊水地事業に伴う内水被害対策について、矢の尻川における強制排水施設は国と調整を行い、工事を進めてきたところであり、令和 4 年 6 月末に完成したところです。 また徳沢川など小河川の内水対策については、貴町との調整を踏まえ、広域的な運	県南広域振興局	土木部	B : 1

		策のために移動用排水ポンプ車の増台について特段のご配慮をお願いいたします。	用が可能な可搬式排水ポンプを平成 29 年度末に鈴沢川合流部に整備したところです。 しかし、一定規模以上の降雨の際には、可搬式ポンプの能力を超える内水が発生することも想定されますので、その際は、国土交通省が保有する排水ポンプ車での対応も考えられます。 このことから、県としても、昨今、局地的な大雨が多発している状況を踏まえ、移動用排水ポンプ車による対応は有効と認識していることから、町と連携を図りながら、今後も国と排水ポンプ車の増台や円滑な運用について調整を行っていきます。 (B)			
7 月 16 日	11. 流域下水道に係る負担金の見直しについて 1 負担金の改定について	本町では、昭和 58 年度以降、流域下水道事業に関連した公共下水道事業に着手し、人口規模の変動や住宅建設などの状況に合わせ、段階的に計画を見直しながら整備を進めてきております。 しかしながら、事業を取り巻く環境は、事業着手当時の想定に比べ大きく変化し、特に人口減少の影響により、有収水量の大きな増加は見込めない状況であります。 このような状況下において、令和 6 年 3 月の岩手県流域下水道連絡会議で示された令和 7 年度以降の流域下水道投資財政計画の見通しによる維持管理負担金収入は、これまでの額を大きく上回っており、関連市町にとって大変な財政負担となるものであり	令和 4 年度から令和 6 年度までの維持管理負担金を定めた現覚書は、関連市町と協議を行い全ての市町から書面による同意を得て締結しました。令和 7 年度以降の維持管理負担金の算定については、電気料の高騰等による影響を加味した分析や決算状況等の検証を行い、関連市町合同の説明会で詳細な説明及び協議を行うほか、必要に応じて個別に説明してまいります。(A)	県南広域振興局	土木部	A : 1

		ました。 つきまして、関連市町の現状を踏まえた流域関連公共下水道事業となるよう、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。 1 流域下水道維持管理負担金の改定にあたっては、決算状況等の検証を行い、関連市町へ詳細な説明及び協議を行うとともに、急激な増額はしないこと。				
7 月 16 日	11. 流域下水道に係る負担金の見直しについて 2 施設や整備の更新について	2 施設や整備の更新にあたっては、今後見込まれる処理量に見合った規模となるよう、関連市町と事前協議を行い、事業費の低減や平準化に努めること。	施設や設備の改築更新については、ストックマネジメント計画に基づき実施しており、稼働実績や将来見込みも考慮しつつ可能な限りコスト縮減を図りながら設計し工事を進めています。今後も老朽化に伴う改築更新が必要な状況ではありますが、改築更新にあたっては将来需要も踏まえた必要規模を勘案した適切な改築更新となるよう努めてまいります。（A）	県南広域振興局	土木部	A : 1
7 月 16 日	12. 山菜等の放射性物質に汚染された農林産物対策について	東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故による放射能汚染は、山菜等に対する汚染問題において町内をはじめ県南地域の生産農家に甚大な被害を与えております。 このような中、岩手県におかれましては、町民や消費者が農産物の安全安心に対する不安が解消されるよう鋭意努力されており、ワラビについては一部の地域で出荷制限解除となりましたが、他の地域については、まだ出荷制限を受けており解除のめどが立っておりません。	県では、山菜類の出荷制限の解除に向けて、国の「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的な運用」に基づき、平泉町とともにモニタリング検査を継続して実施しています。 ワラビについては、令和5年2月に一部の地域で出荷制限が解除され、残りの地域の出荷制限解除協議を見据え、経過調査を実施しているところです。	県南広域振興局	林務部	B : 1

		つきましては、本町には「道の駅平泉」に農産物直売施設があり、地元消費者をはじめ観光客、トラック運転手など多くの方々に利用されていることから、安全な山菜等の産地直売体制の確立に向けて、出荷制限を受けている山菜等の早期制限解除に向けて、全面的支援を行うよう特段のご配慮をお願いいたします。	放射性物質濃度の低減傾向が見られなかった地域のワラビと野生きのこについては、引き続き、早期出荷制限解除に向けて、町と連携してモニタリング検査を実施していきます。（Ｂ）			
7 月 16 日	13. 放射能汚染問題に対する適切な対応について 1 除去土壌等の処理基準について	東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染は、事故から 13 年以上経過しても、健康に対する懸念や農産物被害など住民の不安を払拭できない状況にあります。 また、国による除去土壌等の処分の見通しが明らかでないことから、町として現場保管している除染土壌の処分のほか、側溝土砂等の清掃・除染にも支障をきたしており、早急に除去土壌等の処理基準を明確にするよう国に求めています。 自治体損害賠償については、現在、原子力損害賠償紛争解決センターに対して平成 30 年度・令和元年度・2 年度・3 年度について和解仲介申立を行い、その審理を注視しているところですが、東京電力ホールディングス（株）への直接の個別請求を行い、交渉を進めています。 以上のような状況を踏まえて、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。 1 除去土壌等の処理基準を早急に提示するよう国へ働きかけていただくこと。	県では、埋設されている除去土壌の処理に向けて、国に対し最終処分方法を含め処理基準を示すよう継続して要望しています。 なお、国では、平成 30 年度から埋立処分基準策定に向けた実証事業を行っており、県としても情報収集に努めます。（Ｂ）	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

7月16日	13. 放射能汚染問題に対する適切な対応について 2 財政負担・措置について	2 放射線対策に要した経費は、自治体に最終的な財政負担が生じないよう満額を東京電力ホールディングス（株）が負担するよう働きかけていただくこと。仮に、東京電力ホールディングス（株）が負担しない場合は、特別交付税等による措置を国に要望していただくこと。	県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。 令和6年度も第16次請求として、市町村及び一部事務組合等と一括して東京電力に対し請求書を手交し、迅速な支払いを求めることとしています。 さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と協調し、原子力損害賠償紛争解決センターに対して4次にわたって和解仲介の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じて、被害の実態に即した速やかな賠償を求めてきたところです。 また、国に対しても、放射線影響対策について、県及び市町村の負担とならないよう全面的な対応を講ずることや、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに、原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力を国が指導するなど、必要な措置を講じることを要望しています。 （B）	県南広域振興局	総務部	B：1
-------	--	---	--	----------------	------------	------------

7月16日	14. 有害鳥獣被害への広域的な対策について	県内の鳥獣被害は拡大傾向にあり、本町においても近年、基幹産業である農業へ甚大な被害を与え、非常に深刻な問題となっております。 このことは農業者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加も重なり、シカ、ハクビシン、タヌキ等の被害が増加しており、特にイノシシによる被害が急増し、営農意欲の減退や耕作放棄、離農の増加につながる深刻な状況です。 鳥獣被害を減少させるためには、シカ、イノシシといった鳥獣を減少させるとともに田畑や果樹地帯を含めた人間の生活域と鳥獣の生息域を棲み分ける必要があります。対策として、電気柵設置等の有害鳥獣捕獲に取り組んできましたが、町単独での取り組みには限界があります。 つきましては、「一関・平泉地域現地対策チーム」の設置や被害防止対策会議を開催し、被害状況や被害防止対策の促進に向けた情報共有などの支援を頂いておりますが、今後も県がリーダーシップを取り、より一層の広域的かつ抜本的対策を講じていただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。	野生鳥獣による農作物被害を防止するためには、県内の被害状況と被害防止対策についての情報共有を図りつつ、有害鳥獣の捕獲とともに、農地への侵入防止や、集落に寄せ付けない地域ぐるみの対策を総合的に実施していくことが重要です。 県では、これまで以上に市町村等と連携した対策を講じていくため、令和5年度に「岩手県鳥獣被害防止対策連絡会」を「岩手県鳥獣被害防止対策会議」に改編し、侵入防止柵の効果的な設置などへの助言を行うアドバイザー派遣や、県内10地域に設置した現地対策チームによるICTを活用した効率的な捕獲技術の実証などを行っているところです。 一関地域においては、平泉町や関係機関を構成員とする「一関・平泉地域現地対策チーム」を令和5年6月に設置し、地域が主体となった持続的な被害防止対策の実践と定着に向けた取組を進めています。 また、国事業の活用により、有害鳥獣捕獲活動や食害等の防止に向けた電気柵の設置等を支援しています。 今後も、被害防止に向け、被害状況や優良事例等の情報共有、地域ぐるみの被害防止対策の実践支援等に、積極的に取り組んでいきます。	県南広域振興局	農政部	B : 1
-------	------------------------	---	---	---------	-----	-------

			なお、令和5年度からは、広域的に移動・分布するシカ、イノシシによる被害の防止を目的に、複数市町村を範囲とした広域捕獲活動を県が主体となって実施しておりますので、貴町においても参加を検討願います。（B）			
7月16日	15. 森林病虫害等防除（駆除）事業費の確保について	森林病虫害等防除事業につきましては、町内での発生当初から40数年にわたり防除事業を継続して実施しております。しかしながら、町内の被害量は一定以下には減少せず、令和6年度春期調査においては例年以上の被害が確認されました。世界文化遺産のコアゾーンである毛越寺庭園や中尊寺の周辺でも松枯れが多発しているため、コアゾーン内へ被害が拡大する危険性が急激に高まっている状況です。 また、平成28年度より現在までカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害も継続して発生しており、こちらは長島地区、特に国指定名勝おくの細道の風景地「さくら山」への拡大が懸念されております。 つきましては、本町の世界文化遺産・特別史跡・特別名勝地の特殊性も考慮していただき、森林病虫害等防除（駆除）事業費、とりわけ松くい虫駆除事業費の確保について特段のご配慮をお願いいたします。	世界文化遺産等の構成資産等にある松林やナラ林を森林病虫害被害から守ることは、大変重要であることから、県では、重要な松林への薬剤散布や、松くい虫・ナラ枯れの被害木の駆除、松くい虫被害が発生しているアカマツ林の広葉樹林化、ナラ枯れ被害を受けやすい高齢なナラ林の若い森林への更新などの取組を支援しています。また、令和3年度には、大雪による折損被害を受けたアカマツの伐倒等の取組を支援したほか、令和6年度は、事業内容が拡充された国の事業を活用し、ナラ枯れ被害の発生源となる被害木等の伐採・搬出を支援することとしております。 引き続き、松くい虫及びナラ枯れ被害の効果的な防除ができるよう、森林病虫害駆除事業予算の確保に努めていきます。（B）	県南広域振興局	林務部	B：1
7月16日	16. 水田活用の直接支払交付金の産地交	産地交付金は、国から都道府県に対して配分される資金枠の範囲内で交付されておりますが、令和4年度、県から一関地方農業再生協議会（構成市町：	1 県では、産地交付金について、水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、地域振興作物の生産の取組等、地域	県南広域振興局	農政部	B：2

	付金の予算配分について	一関市、平泉町）に対する最終配分（地域枠）は、転換作物拡大加算の廃止等により、取組面積が増えたにも関わらず大幅な減額となったため、取組単価を減額変更することとなり、また、昨年度においても取組単価を以前の水準に戻すことができませんでした。今年度の当初配分（地域枠）についても、昨年度の畑地化の実績に伴う調整を考慮しても、減額となっております。 当交付金は、水田の有効活用や、稲作と他作物を組み合わせた収益性の高い水田農業の推進、地域の振興作物の支援、耕畜連携による畜産振興など、中山間地を多く抱える当地域の特色を生かした産地づくりの取組に大きく寄与してきたところであり、今後、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の取組にも影響するものであり、その存在はより重要になっていると考えております。 つきましては、今後も特色のある産地づくりに向けた取組を推進するため、次の事項について国に対し働きかけていただくよう特段のご配慮をお願いいたします。 1 地域で活用方法を検討できる産地交付金について、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成の予算が不足した際に産地交付金の一部を利用する運用を改め、取組面積に応じて当初から十分な予算を確保すること。	の特色を生かした魅力的な産地づくりに有効と考えており、これまでも、国に対して、産地交付金を含む経営所得安定対策等について必要な予算を十分に措置するよう要望してきたところです。（B） 2 制度改正等にあたっては、地域の中心的な担い手や法人などの大規模経営体をはじめとする、中長期的な営農計画のもとに農業経営を展開している経営体に対して十分な周知期間を設けるとともに、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じるよう国に求めてきたところです。 今般、国は、水田政策について令和9年度から根本的に見直す方針を示したことから、県では、国の動向を注視しながら、地域の実情を十分に踏まえ、農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度となるよう国に働きかけていきます。（B）			
--	--------------------	--	--	--	--	--

		2 産地交付金をはじめとする水田活用の直接支払交付金の大幅な見直しを行う場合は、地域の中心的な担い手や法人などの大規模経営体が営農計画の見直しに対応できるように十分な周知期間を設けるとともに、物価高騰など、社会状況が急激に変化し、その状況下で見直しを行った結果、農業者の経営を著しく悪化させることが見込まれる場合は、見直しの撤回や実施時期の再検討など、農業者に寄り添った対応を行うこと。				
7 月 16 日	17. 企業誘致活動について	企業誘致につきましては、近年、県南地域が自動車関連産業及び半導体関連産業の集積地として、新規工場立地及び工場増設が相次いでおりますが、本町ではトヨタ自動車東日本株式会社の本社・大衡工場（宮城県大衡村）と岩手工場（金ケ崎町）の中間に位置する地理的優位性に加え、平泉スマートインターチェンジの開通により交通アクセスが飛躍的に向上しており、企業が立地するにあたってのメリットが生み出されている今を最大の好機として捉え、引き続き新たな工業団地の整備を検討しております。 また、新型コロナウイルス感染症による影響をはじめ、円安による輸入コストの増大や世界的な賃金上昇などの国際情勢などに起因し、企業の国内回帰や多拠点化、都市部から地方への人材の移動などの動きが加速していることから、多種多様な業種の立地を促進して参りたいと考えております。	北上川流域においては、自動車・半導体関連作業を中心に産業集積が進んでおり、今後も更なる集積が見込まれる中、工業団地が不足している状況は、県としても認識しているところです。 工業団地の整備については、市町村の意向や企業ニーズを把握しながら、市町村において工業団地整備が円滑に行われるよう必要な支援を行っているところです。 なお、工業団地の整備には多額の費用を要することから、県では国に対して、工業団地の整備に対する支援の継続と拡充を要望しているところであり、引き続き、国に働きかけていきます。 また、岩手県企業誘致推進委員会が開催する研修会などを通じて、企業誘致に関する情報やノウハウを共有するなど、引き続	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		つきましては、新たな工業団地の整備及び本町への企業誘致についてご支援いただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。	き、貴町と連携して企業誘致に取り組んでいきます。（Ｂ）			
7月16日	18. 国際リニアコライダー（ＩＬＣ）の実現について	国際リニアコライダー（ＩＬＣ）は、世界中の研究者・技術者が結集するアジア初の国際出資・運営による大型国際科学技術研究拠点です。 その実現による波及効果は、学術の進展のみならず、我が国が標榜する科学技術立国と科学技術外交の推進、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、さらには、人づくり革命等を促し、我が国の成長戦略に大きく貢献し、日本全国、世界に及ぶものです。 ＩＬＣの日本建設による効果は、イノベーションや国際人材育成、地方創生、震災復興など多分野にわたることから、これまでの学術プロジェクトとしての検討を超え、国家プロジェクトとして、国際的な議論を進めることが必要不可欠です。 世界の素粒子物理学研究者コミュニティは、2004（平成16）年から国際チームによるＩＬＣ技術開発を進め、2013（平成25）年には北上山地を世界唯一の建設候補地に選定したところでありますが、未だ実現には至っておりません。 ＩＬＣ建設候補地は、東日本大震災による人口減少が加速する中、基盤産業の不振、復興需要の落ち込みなど多くの課題が山積しています。	国際リニアコライダー（ＩＬＣ）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ＩＬＣの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災津波からの創造的復興につながることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ＩＬＣ推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところで、 現在、ＩＬＣ国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、また、国では令和6年2月に内閣府と文部科学省の「将来の高性能加速器に関する連絡会」が設置されたところです。県ではこうした取組が加速するよう、令和6年6月の「令和7年度政府予算等に関する提言・要望」において、国に対し、以下の事項について要望を行いました。	県南広域振興局	経営企画部	B：2

		未来に希望を持って地域を振興し、子供たちにバトンを引き継いでいくためには、I L Cの実現が欠かすことができません。 つきましては、I L Cの東北での早期実現に向けて、次の事項について国に対し働きかけていただくよう特段のご配慮をお願いいたします。 1 I L Cの建設を国家プロジェクトとして位置づけ、関係省庁横断による連携を強化すること。 2 日本政府が主導し、研究への参加、資金の分担、推進組織体制等に関する国際調整を進め、I L Cの早期実現を図ること。	1 国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること 2 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で誘致を推進すること 3 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること 令和7年度の政府予算案においては、国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やI L C実現の機運醸成などに取り組んでいきます。（B：2）			
7月16日	19. 地域公共交通の維持・充実に向けた支援について	本町と近隣市を結ぶ幹線路線バスについては、町民の日常生活に必要不可欠な広域生活路線であり、また、町内循環バスについては、観光客を中心に利用が多く、地域経済に欠かせない路線であることから、町と運行事業者が一体となって、路線の利活用促進に向けて取り組んでおります。 しかしながら、昨今の人口減少や車社会の進展などにより、運行事業者は利用者の減少や運転手の不足といった苦境に立たされており、生活路線である一関前沢線や一関平泉線の減便や路線縮小が相次ぐなど、民間路線バスの運行に多大な影響が生じております。	1 県は、令和6年6月の令和7年度政府予算提言・要望等において、地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助における補助要件等の緩和や、被災地特例の激変緩和措置の継続を要望したところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行っていきます。（B） 2 県の補助事業は、県民の生活の移動手段を確保することを目的とした事業であり、主要な観光路線を対象とするものではありませんが、一方で、バス路線の維	県南広域振興局	経営企画部	B：1 C：1

		また、町内循環バスにおいては平日の運休が続いており、観光客をはじめ町民の日常生活に支障をきたしているところであり、早急に公共交通を維持・充実する方策が求められております。 このような中、本町においては、交通不便地域の解消を目的に、令和3年度から平泉町コミュニティバスを運行しているほか、令和6年度は持続可能で効果的な公共交通の体系の構築に向けて平泉町地域公共交通計画の策定準備を進めているところですが、町の財政負担は増大しており、公共交通の維持・充実を本町だけで支援していくことには限界があります。 つきましては、路線バスなどの公共交通は、本町のみならず、多くの岩手県民や観光客等にとって必要不可欠な移動手段であることから、運行事業者が事業を継続できるよう、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。 1 国の特例措置が終了した場合、一関前沢線が補助要件を満たさず、生活路線が廃止される可能性があることから、特例措置の継続又は新たな補助の創設を国へ働きかけていただくこと。 2 県単補助事業を維持するとともに、観光路線についても補助対象路線に追加いただくなど、補助要件の緩和や新たな財政支援等を講じること。	持には観光客等の利用も取り込んでいく必要があるため、路線の利用促進策等について、バス路線活性化検討会において、国、市町村、バス事業者と連携し検討していきます。 なお、路線の利用促進については、「地域公共交通活性化推進事業費補助」において、時刻表の作成や電子化などの利用環境の整備等についても支援対象としているところです。 今後も市町村や関係機関等と連携しながら、引き続き必要な支援について検討していきます。（C）			
7月16日	20.「新しいSuicaシステム」の導	交通系ICカード「Suica」については、鉄道やバス路線などの公共交通機関のほか、買い物などの日常生活に広く利用されており、平泉駅におい	Suicaについては、エリアを跨ぐ利用が可能となれば、利便性が大きく向上すると認識しているところです。	県南広域振興局	経営企画部	B：1

	入促進について	でも仙台方面からの多くの鉄道利用者に利用されております。 現在、「S u i c a」は平泉駅から一ノ関駅までの仙台エリア、盛岡駅から北上駅までの盛岡エリアといったエリア単位で導入されておりますが、「S u i c a」はエリアをまたいでの利用ができないことから、平泉駅から盛岡方面に移動する場合はエリアが異なるため利用できず、県内での利用において格差が生じております。 このような中、東日本旅客鉄道株式会社では「新しいS u i c a システム」を今後導入すると発表していますが、詳細や導入時期は示されておりません。 新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行し、盛岡駅や花巻空港駅といった盛岡エリアから本町への観光客も回復傾向にあります。観光客及び地域住民に多大な不便さを生じさせており、早急に改善されることが望まれております。 つきましては、公共交通利用者の利便性の向上や県内周遊の快適性の向上、多岐にわたる地域への経済波及効果が期待される「新しいS u i c a システム」の速やかな導入について、東日本旅客鉄道株式会社に対し働きかけていただくよう特段のご配慮をお願いいたします。	J R 線については、毎年度、市町村等の J R 線に係る要望を県が取りまとめ、JR 東日本盛岡支社に対して要望していますが、新しいS u i c a 改札システムの先行導入や導入エリアの拡大等についても要望しているところであり、今後も地域の意向が反映されるよう取り組んでいきます。（B）			
7 月 16 日	21. 世界遺産登録 15 周年	平成 23 年 6 月に登録された平泉の世界文化遺産は、令和 8 年に世界遺産登録 15 周年を迎えます。	県では、市町村、観光関連事業者等で構成するいわて観光キャンペーン推進協議会を設置して、オール岩手で誘客拡大や受入	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	に向けた支援について	この間、平成 28 年には世界遺産登録 5 周年事業を通し、平泉の普遍的価値・理念に対する理解を深めるとともに、観光客の誘客促進を図ったところではありますが、世界遺産登録 10 周年となった令和 3 年においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、周年イベントの開催やプロモーション活動などが行えず、観光客の入り込みは大きく落ち込みました。 このような中、本年は中尊寺金色堂が建立され 900 年の大きな節目を迎え、東京国立博物館で開催された特別展では多くの来場者に平泉の価値を再認識していただくことができました。 また 10 月から 12 月の期間において、岩手県が J R 東日本の重点販売地域に指定され、さらには、世界遺産登録 15 周年となる令和 8 年には中尊寺落慶供養 900 年、翌年の令和 9 年には初代清衡公御遠忌 900 年と続くことから、本町はじめ、岩手県全体にその波及効果が期待されるところです。 つきましては、2 年後の世界遺産登録 15 周年に向け、令和 7 年度のプレイベント開催、令和 8 年度記念イベントの開催や観光客誘客を図っていきたいと考えておりますので、岩手県全体の観光振興にも寄与すべく連携して事業を展開していくなど、一層のご支援をいただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。	態勢整備などの観光振興に取り組んでいるところです。 今年度は、令和 6 年 10 月から 12 月までの 3 か月間、自然体験やカフェ、歴史・文化など、若い世代から注目度の高い各エリアの特色あるコンテンツや、中尊寺金色堂建立 900 年記念行事など、各地のイベント等も活用しながら秋季観光キャンペーンを展開し、誘客に取り組んだところです。 令和 7 年 9 月から 11 月まで岩手県が J R 東日本の重点共創エリアとして指定されていることから、引き続き、市町村や関係団体、事業者等と連携してオール岩手で観光振興に取り組んでいきます。 また、県が行う訪日観光客誘客プロモーションにおいて、今年度も「インバウンドプロモーション支援事業」により、観光事業者が海外で行うイベント出展や商談会への参加のための経費を支援しており、今後も世界遺産登録 15 周年に係るイベントと連携した戦略的な施策を展開し、国外からの誘客拡大に取り組んでいきます。 さらに、2025 年大阪・関西万博などの好機を捉え、世界遺産登録周年イベントなど話題性のある取組を活かしたプロモーションを展開するなど、国内外からの誘客拡大に取り組んでいきます。			
--	------------	--	--	--	--	--

			加えて、県では、関係市町と連携し、「ひらいずみ遺産」を拠点とした周遊・来訪促進等を図る文化観光の取組を進めることとしています。 平泉の世界遺産登録 15 周年を踏まえ、県が行う事業との連携及び関係機関・団体等が実施する事業への支援を行いながら、引き続き、世界遺産「平泉」の価値の普及、交流人口の拡大や地域振興の取組を推進していきます。（B）			
7 月 16 日	22. 医師の働き方改革を踏まえた地域医療及び救急医療提供体制の確保について	少子高齢化が進み、医療資源の地域偏在も顕著な状況の中、将来にわたって安心して子育てができ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域医療体制を維持していくことが課題となっています。 医師の偏在が根本的に解消されないまま、令和 6 年 4 月から医師の働き方改革が実施され、救急医療はもとより周産期医療や小児医療の提供が困難になるなど、地域医療提供体制のさらなる縮小が懸念されております。 また、当圏域は、宮城県北地域と日常生活圏を同じくしており、県境を越えた医療体制の構築が求められております。 地域医療に求められる役割はますます重要になっている一方、医師の高齢化などにより救急医療体制の維持が難しくなっており、この状況は当圏域だけの問題ではないと認識しております。	1 県境を越えた医療体制の構築に関しては、本年 3 月に策定した岩手県保健医療計画（2024－2029）において、宮城県と連絡調整を行うとともに、必要に応じて協議・調整の場を設定することとしています。 上記計画に沿って宮城県の関係機関（県、市町村、医師会、医療機関など）と調整を行い、県境周辺地域における医療連携体制の構築を図っていきます。（B） 2 潜在助産師の復職支援や看護職を目指す学生が利用可能な修学資金貸付制度等により看護職員の安定的な確保と定着の推進に取り組んでいきます。（B） 3 持続可能な地域医療提供体制の確保に向け、医師の働き方改革に対応するために、岩手県医療勤務環境改善支援センタ	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：4

		このような厳しい状況の中、令和5年2月から岩手県小児救急医療電話相談事業（＃8000）の受付終了時間を「午後11時まで」を「翌朝まで」に延長していただいたことは、地域住民の安心と小児救急医療体制の負担軽減につながるものであります。今後とも適正受診の啓発の推進と救急医療の電話相談事業等の取組が拡充されることを期待しております。 つきましては、医師の働き方改革に対応し、地域医療提供体制を維持していくため、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。 1 県境を越えた医療体制を構築するため、宮城県と医療体制の連携について協議すること。 2 医療人材の確保、定着に向けた施策のさらなる充実、特に周産期及び小児の医療体制構築のための支援や人材の確保を行うこと。 3 県内全域で医師の高齢化などにより初期救急（一次救急）体制を維持することが難しくなっていることから、県として救急医療体制の対応方針を示すこと。 4 地域における救急医療体制を補完するために、住民が急な病気などの際に救急車を呼ぶべきか相談できる「救急安心センター事業（＃7119）」について、県内全域を対象として実施すること。	一におけるアドバイザーの派遣などの支援のほか、タスク・シフト／シェアなどの医師の労働時間短縮に向けた医療機関の取組を引き続き支援していきます。 また救急医療機関の果たすべき役割については、地域の実情を踏まえつつ、患者の症状に応じた適切な救急医療を提供する体制の確保に向けて取り組んでいきます。 在宅医療については、岩手県保健医療計画（2024-2029）の中で「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」等を位置付けることとされており、こうした取組を通じて、在宅医療の推進に取り組んでいきます。（B） 4 救急安心センター事業（＃7119）については、救急医療機関の勤務医等の負担軽減や救急車の適正利用を推進することにより、地域の救急医療体制の確保・充実につながることから、初期救急を担う市町村と調整を図りながら、今後も引き続き導入に向けて検討していきます。（B）			
7月16日	23. 県立病院医療体制の充実について	県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻な状況にあります。	医師の働き方改革に対応した医療提供体制の確保については、医師確保や医師の業務のタスクシフト、タスクシェアのほか、	県南広域振興局	保健福祉環境部	A：1

	1 医師の働き方改革に対応しつつ、地域で求められている役割を果たすことができるよう体制を充実させること	刻化しており、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。 特に救急科、麻酔科、産婦人科など 24 時間対応が求められる診療科において、適切な救急医療体制を構築するためには、さらなる医師や公認心理師などの増員を含めた対応が求められております。 また、県立千厩病院の常勤医の減少により、東磐井地域の医療体制の崩壊が懸念される状況となっております。 さらに、岩手県保健医療計画における両磐圏域の既存病床数は基準病床 数を満たしておらず、地域の医療提供体制の維持が課題となっております。 つきましては、県立病院医療体制の充実のため次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。 1 医師の働き方改革に対応しつつ、地域で求められている役割を果たすことができるよう救急医療を始めとした必要な医療提供体制を充実させること。	宿日直許可の取得等の取組を計画的に実施しているところです。なお、磐井病院については、地域医療確保暫定特例水準である B 水準として特定労務管理対象機関の指定を受け、救急医療を始めとした地域医療の確保に努めているところです。千厩病院についても、県立病院間の広域人事異動システムにより、引き続き現状の診療体制を確保していきます。 また、地域医療提供体制を維持していくためには、平日の診療時間内での適正受診や、病状が安定した患者に対するかかりつけ医への紹介等の取組が不可欠であり、患者やその家族、地域住民の理解と協力を得るため、引き続き地元市町村と一体となって、意識醸成等の取組を進めていきます。 (A)			
7 月 16 日	23. 県立病院医療体制の充実について 2 常勤医師等の配置・増員	2 常勤医師等の配置・増員	各病院の御要望のあった診療科については、関係大学に対して常勤医師の配置及び増員を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。 このため、地域の医療事情等を考慮の上、診療体制を確保できるように関係大学に要望し、関係大学からの診療応援や県立	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1 B : 1

			病院間の連携等により診療体制の維持に努めているところです。 また、児童青年精神科医は、全国的にも学会認定医の資格を有する者が少ないことから、他病院からの診療応援により診療体制の維持に取り組んでいるところです。 県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に取り組んでいきます。（Ｂ） 医師以外の職員の配置については、今年度も必要な体制を確保しているところであり、引き続き、患者の動向や圏域内の医療機関の役割と連携の状況等を踏まえながら、体制整備に努めていきます。 なお、公認心理師については、全員が公認心理師資格を取得しており、精神保健福祉士については、配置した医療社会事業士のうち６名が取得しており、今後も病院において有資格者を養成することとしています。（Ａ）			
7 月 16 日	24. 奨学金養成医師の適正な配置について	平成 20 年度に拡充した奨学金制度による養成医師の県内医療機関への配置が平成 28 年度から始められ、当圏域には 11 人の医師が配置されました。しかしながら、当圏域における常勤医師の数は依然	県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、今年度は、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計 172 名の養成医師	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 2

		として不足しており、また、当圏域内でも東西地域で医師の偏在があります。 今後におきましても、県内における深刻な医師不足の解消と、地域及び診療科による医師の偏在の解消が不可欠であります。 特に、当圏域は、宮城県北地域と通院、通学等において、同じ日常生活圏にあり、県際地域に生活する住民が最善かつ適切な医療を受けられるよう、実態に即した医療体制を構築することが重要となっております。 つきましては、奨学金制度による養成医師の適正な配置に関し、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。 1 地域及び診療科による医師の偏在の解消を図ること。 2 公的基幹病院はもとより、その他の公的医療機関へ継続的に必要医師数を配置するとともに、医療機関の機能に応じて専門医や総合診療医を適材適所となるよう配置すること。	を配置したところですが、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置なども踏まえ調整した結果、両磐医療圏には 11 名の配置となったところです。 また、診療科偏在の取組については、産科・小児科を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設け、さらに令和 2 年度から、地域枠養成医師を対象に総合周産期母子医療センターでの専門研修期間の一部を義務履行として認めるとともに、医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠を設け、さらに令和 5 年度からは、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科に係る 7 名の地域枠を設置したところです。これらに加え、産科・小児科の即戦力医師の招聘等にも引き続き取り組んでいきます。（B） また、地域病院等の中小医療機関への配置については、配置基本ルールに基づいて、先行して配置する基幹病院で総合診療スキルを習得した後、順次配置を行うこととし、今年度は、県全体で 4 1 名の養成医師を配置したところであり、引き続き地域病院等への配置についても、充実を図っていきます。（B）			
--	--	--	--	--	--	--